

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

令和2年4月から、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一次特別弔慰金）の請求を受け付けています。まだ請求がお済みでない方は早めに手続きをお願いします。詳しくは町民福祉課へお問合せください。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
- (4) 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日(金)(この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください)

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお1人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求を受け付けてから国債の交付までにかかる期間は1年程度です。
- ・令和2年4月1日以降に請求をされた方には、順次国債を交付していますので、改めて請求する必要はありません。

バイクや軽自動車等にかかる届出について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には、「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きには、所定の届出が必要となります。

●車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となるときは名義変更の届出をしてください。他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因になります。

●住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名等が変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると、納税通知が届かないなど、不都合が生じる場合があります。

●車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることとなります。

※125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、役場では手続きできませんのでご注意ください。

区分	取扱窓口	所在地	電話
・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車（農耕車等）	神川町役場 税務課 神泉総合支所 地域総務課	神川町大字植竹 909 神川町大字下阿久原 816-1	0495-77-2116 0274-52-3271
・軽二輪車 ・二輪小型自動車 (125ccを超えるバイク)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4	050-5540-2027
・三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原 960-2	050-3816-3112

軽自動車税の納め忘れはありませんか？

まだ納付がお済みでない方は、至急納付をお願いします。

紛失等により納付書をお持ちでない方は、再発行しますので税務課までご相談ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は、町民福祉課へご連絡ください。

また、所得超過等により支給停止となっている方でも、現況届を提出していただくことにより新たに該当する場合もありますので、必ず提出をお願いします。

●受付期間

児童扶養手当 8月1日(月)～8月31日(水)

特別児童扶養手当 8月12日(金)～9月9日(金)

必ず期間中に提出してください。

※令和4年1月1日現在で神川町に住居登録がなかった場合は、令和4年1月1日現在で住居登録していた市町村で発行された「所得証明書」をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

●提出時にお持ちいただくもの

・印鑑(朱肉を必要とするもの)

・(特別)児童扶養手当証書

神川町子育て世帯への臨時特別給付金【町独自分】

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、光熱水費や食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、町独自の臨時特別給付金を支給します。

対象児童 令和4年7月31日時点で神川町に在住している平成16年4月2日以降に生まれた児童

令和4年8月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童

※所得制限はありません。

支給額 児童1人あたり1万円

申請について 児童手当を受給していない世帯は申請が必要です。

①申請が「不要」の方⇒児童手当受給児童とその兄弟

8月下旬に「支給案内通知」を送付し、児童手当受給口座に支給します。

・令和4年8月分の児童手当(本則給付及び特例給付)の支給を受けた方

・平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれのうち、中学生までの弟妹が児童手当を受給している方

※児童手当を受給している口座に振込みます。解約している場合はご連絡ください。

※支給を辞退する場合は、「受給拒否の届出書」を町民福祉課子育て支援担当にご提出ください。

②申請が「必要」な方⇒高校生等・公務員・新生児・児童手当所得制限該当者

9月中に「支給案内通知」「申請書」を郵送しますので、必要書類をそろえて申請してください。

・平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童のみを養育している方

・所属庁から児童手当を受給している公務員の方

・令和4年8月1日以降、令和5年3月31日までに生まれた児童を養育している方

・児童手当特例給付が所得上限限度額を超えて対象外となった中学生までの児童を養育している方

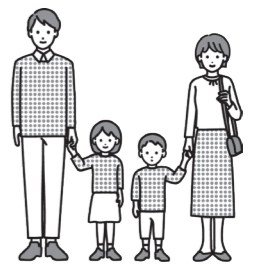
必要書類 ※下記の他、必要に応じて追加で書類を求め場合があります。

・申請書【指定様式】(町ホームページからダウンロード可)

・本人確認書類の写し

・受取口座を確認できる書類の写し

申請期限 令和5年2月28日(火) ※新生児の方は別途対応します。



町ホームページ